

第 6 回石川町農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 令和 4 年 6 月 1 7 日(水) 午後 1 時 3 0 分
- 2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場
- 3 報告
 - (1) 報告第 3 号
農地の時効取得を原因とする所有権移転について
- 4 議案
 - (1) 議案第 1 9 号
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (2) 議案第 2 0 号
現況確認証明に対する意見決定について
 - (3) 議案第 2 1 号
荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について

出席委員

農業委員 9名

1番	佐川	修一	2番	根本	常和	3番	近内	貞夫
5番	芳賀	正幸	6番	緑川	一男	7番	緑川	喜友
8番	仲田	昌勝	9番	遠藤	武重			

農地利用最適化推進委員 11名

11番	根本	浩一	12番	郷	義郎	13番	円谷	和司
14番	近内	壽夫	15番	矢内	常男	16番	渡邊	義雄
17番	味原	孝一	18番	南條	博	19番	添田	勉
20番	小池	力	21番	福田	正三	22番	斎藤	英幸

欠席委員 4番 金沢 和則

事務局	事務局長	荒木	成輔
	事務局次長兼農地管理係長	吉田	慶司

- ・議 長 本日の出席は20名です。定足数に達しておりますので、只今より第6回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、3番 近内貞夫委員 5番 芳賀正幸委員を指名いたします。

(1) 報告第3号

農地の時効取得を原因とする所有権移転について

- ・議 長 まず初めに、報告第3号 農地の時効取得を原因とする所有権移転についてを議題とします。事務局の報告を求めます。

- ・事務局長 (朗読説明)

福島地方法務局白河支局より、農地の時効取得を原因とする所有権移転について、1件、通知がありましてので、その内容について調査した結果を報告いたします。

なお、今回の通知は登記完了後の通知となります。

当該農地は、調査した結果、昭和59年から20年以上所有の意思をもって平穏かつ公然に占有してきたものであり、時効取得完成の要件を備えているものと判断し、問題ないものと思われま。

- ・議 長 只今報告のありました、農地の時効取得を原因とする所有権移転について何かご質問等ございませんか。

(「質問なし」の声あり)

- ・議 長 ないようですので、報告を終わります。

(1) 議案第19号

- ・議 長 次に議事に入ります。議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

只今、説明しました農地法第3条第1項番号1から3につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

・議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました仲田 昌勝委員に報告を求めます。

・仲田昌勝委員 3条1項番号1の農地転用の調査結果を報告いたします。6月9日木曜日午後12時30分から、譲受人 ○○○○さんの父○○○○さん、譲渡人 ○○○○さん、申請代理人ベストファーム行政書士法人 ○○○○さん、最適化推進委員 南條 博さんに立会を頂き、私を含めた5人で現地確認を実施いたしました。

当該地は大字○○○○番 地目 田 地積3,913㎡で、いわき石川街道坂路地内の○○○○から北に約1.5キロの場所です。

譲渡人住所 大字○○○○番地 氏名 ○○○○ 職業 農業、譲受人住所 ○○○○番地 氏名 ○○○○ 職業 畜産業 移転事由は売買による所有権移転です。

この土地は、譲渡人が約50年前まで稲の栽培を行っていましたが、その後は農地として管理していました。高齢であり管理も難しい状況でしたが、今回近くで畜産業を営む譲受人から、牧草地として利用したい旨相談があり農地としての利用ということで売買となりました。

この案件は農地を牧草地として利用するとの申請であります。

以上、調査した結果この案件は問題ありませんので皆様方のご審議のほどよろしく申し上げます。

・議 長 只今報告ありました農地法第3条第1項番号1の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第19号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました味原 孝一委員に報告を求めます。

・味原孝一委員 農地法第3条第1項2番の所有権移転(賃借権)の確認調査の報告をいたします。調査日令和4年6月8日 午前8時より、被設定人の石川町字○○○○番○○ ○○○○さんと、設定人の石川町字○○○○の○○○○さんは、○○○○さんに委任することで欠席、私と、農業委員の遠藤武重さんと、農業委員の金沢和則さんと、最適化推進委員の小池力さんとで、

石川町字〇〇〇〇番地の〇〇の田1, 489㎡の現地で調査しました。

場所は〇〇〇〇〇から国道118号線を須賀川方面へ1.5km行った所の信号機から100mほど行った所を左折して〇〇〇〇〇の左側の田で現在は、耕作されてはいません。

設定人の申請理由、設定人の〇〇〇〇さんは、本件農地を被設定人の〇〇〇〇に賃貸し、〇〇〇〇さんは、農業の利便性を図りたいと考えており、権利設定後は、周辺農地と協調し、地域農業活動への取り決めを守り、積極的に参加していきます。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様の審議よろしくお願いいたします。

・議長 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 長 異議のないものと認め、議案第19号 農地法第3条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

続きまして、農地法第3条第1項番号3を調査されました味原 孝一委員に報告を求めます。

・味原孝一委員 農地法第3条第1項3番の所有権移転(売買)の確認調査の報告をします。調査日令和4年6月8日午前8時30分より、譲受人の石川町字〇〇〇〇番の〇〇 〇〇〇〇さんと、譲渡人の東京都〇〇〇〇番〇〇-〇〇〇〇〇号の〇〇〇〇さんは、遠方のため欠席で、私と、農業委員の遠藤武重さんと、農業委員の金沢和則さんと、最適化推進委員の小池力さんとで、石川町字草倉田の現地を調査しました。

場所は〇〇〇〇から国道118号線を須賀川方面へ1.5km行った所の信号機から100mほど行った所を左折して〇〇〇〇の左側の字〇〇〇〇番〇、田 1, 219㎡と字〇〇〇〇番〇〇、田 258㎡と字〇〇〇〇番〇〇、田 120㎡と字〇〇〇〇番〇〇、田 58㎡と字〇〇〇〇番〇〇、畑 1, 688㎡と字〇〇〇〇番〇〇、畑 422㎡で現在は、耕作されていません。

譲渡人の申請理由、譲渡人の〇〇〇〇は、遠方のため耕作することが出来ないことから本農地を譲受人〇〇〇〇に売り渡し、譲受人の〇〇〇〇は

農業の利便性を図り所有権移転時期は、許可書到達後、農地法第3条第1項2番の所有権移転の申請地と合わせて水稲3,166㎡と畑タラの芽2,110㎡合わせて5,276㎡を営農計画書に沿って、速やかに行います。また、周辺農地と協調し、地域農業活動への取り決めを守り、積極的に参加協力していきます。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様の審議よろしくお願いいたします。

- ・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号3の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第19号 農地法第3条第1項番号3について承認するものと決定いたします。

(2) 議案第20号

現況確認証明に対する意見決定について

- ・議 長 次に、議案第20号現況確認証明に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・ 事務局長 (議案朗読)

- ・議 長 現況確認証明申請番号1について調査されました緑川一男委員に報告を求めます。

- ・緑川一男委員 現況確認証明申請番号1の現地調査の結果を報告いたします。調査日は令和4年6月9日午後1時30分から当該地にて、荒木事務局長さん、吉田事務局次長さん、ベストファーム〇〇〇〇さん、最適化推進委員の添田さんと私の5名で実施しました。

場所は、〇〇〇〇の信号機から福田方面へ1.8km行った。石川町大字〇〇〇〇番の〇〇 畑 2,310㎡。申請者、石川町大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さん。

申請理由、平成3年頃に父が植林を行い現在に至っているため地目変更登記をしたいとのことです。周囲には民家等もありませんので問題が発生するとは思われません。

以上調査した結果、この案件は問題ないと思いますが、皆様審議よろし

くお願いいたします。

- ・議 長 只今報告のありました現況確認証明申請番号1について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第20号現況確認証明申請番号1について承認するものと決定いたします。

(2) 議案第21号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について

- ・議 長 次に、議案第21号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局次長 (議案朗読)

- ・議 長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 それでは荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。決定についてご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第21号荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号1から番号97を一括して承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時07分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和4年6月17日

石川町農業委員会

石川町農業委員会長 _____

議事録署名人 _____ 3番

_____ 5番